

規制シート(様式)

190196601190001

2016/12/1

規制の名称	小型船造船業法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	小型船造船業法(昭和41年法律第119号)、小型船造船業法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局船舶産業課長 宮武 宜史
規制目的	小型船造船業の健全な発達を図るとともに、小型船の船質の向上に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小型船造船業を開始、休止等したときは、国土交通大臣の登録を受けることとする、事業場毎に技術を管理する者をおくこととする等、事業に対する規制。 ・事業の用に供する設備の種類及び能力別の数の変更をしようとするときは、国土交通大臣の変更登録を受けることとする等、設備に対する規制。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	内航船や漁船を中心とする小型船の建造において、ニーズの変化に応じた船舶の変化等の際しても良質な船舶が建造されるよう、小型船造船事業者が適切な設備を所有しているか、技術を管理する者を置いているか等を確認し、小型船造船事業者の技術の適正な水準を確保していく必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		